

給料表別の等級ごと職員数
行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	主事、技師の職務	39	16.1	主事	26
				技師	3
				教諭	3
				保育士	5
				栄養士	1
				社会福祉士	1
				計	39
2級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務	39	16.1	主事	25
				技師	6
				教諭	1
				保育士	6
				社会福祉士	1
				計	39
3級	係長、幼稚園長、保育所長の職務、参事の職務、主査の職務 課長補佐、主幹の職務 相当の経験を有し、相当困難な業務を処理する主査、参事、係長等の職務	84	34.7	係長	1
				幼稚園長	0
				保育所長	0
				参事	8
				主査	73
				書記	2
				課長補佐	0
				主幹	0
				計	84
4級	課長の職務(5級、6級に掲げる職務を除く。) 局長の職務 相当の経験を有し、相当困難な業務を処理する課長補佐及び主幹の職務 高度な知識経験を有し、特に困難な業務を処理する参事の職務	58	24.0	課長	0
				事務局長	0
				課長補佐	1
				主幹	55
				参事	2
				計	58
5級	相当の経験を有する課長の職務 相当の経験を有し、相当困難な業務を処理する局長の職務	16	6.6	課長	13
				事務局長	1
				審議員	2
				計	16
6級	総務課長及び教育審議員の職務 高度な知識経験を有し、相当困難な業務を処理する課長、局長の職務	6	2.5	総務課長	1
				教育審議員	0
				課長	5
				事務局長	0
				計	6
合計		242	100		242

技能労務職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
1級	電話交換手の職務 一般技能職員（物の製作若しくは修理又は機器の運転若しくは操作に従事する職員をいう。以下同じ。）の職務 守衛又は巡視の職務 用務員、調理員、庁務手、運転手、管理人等（以下「技能労務職員」という。）の職務	1	6.3	電話交換手	0
				一般技能職員	0
				守衛	0
				巡視	0
				用務員	0
				調理員	0
				運転手	0
				管理人	0
				運転手兼調理員	1
				計	1
2級	相当の技能又は経験を必要とする電話交換手の職務 相当の技能又は経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 相当困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 相当困難な業務を行う技能労務職員の職務	2	12.5	電話交換手	0
				一般技能職員	0
				守衛	0
				巡視	0
				用務員	0
				調理員	1
				運転手	0
				管理人	1
				運転手兼調理員	0
				計	2
3級	高度の技能及び経験を必要とする電話交換手の職務 高度の技能及び経験を必要とする業務を行う一般技能職員の職務 特に困難な業務を行う守衛又は巡視の職務 特に困難な業務を行う技能労務職員の職務	11	68.8	電話交換手	0
				一般技能職員	0
				守衛	0
				巡視	0
				用務員	3
				調理員	2
				運転手	1
				管理人	1
				運転手兼調理員	4
				計	11
4級	数名の電話交換手を直接指揮監督する主任の職務 数名の一般技能職員を直接指揮監督する主任の職務 数名の守衛又は巡視を直接指揮監督する主任の職務 数名の技能労務職員を直接指揮監督する主任の職務	2	12.5	主任電話交換手	0
				主任一般技能職員	0
				守衛主任	0
				巡視主任	0
				用務主任	0
				調理主任	1
				主任運転手	0
				主任管理人	0
				主任運転手兼調理主任	1
				計	2
合計		16	100.0		16